

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	公衆便所等の道路内における建築許可	
根拠法令・条項	建築基準法第44条第1項第2号	
所 管 課	建築安全課	
審 査 基 準	<p>別紙「建築基準法第44条第1項第2号による道路内における建築許可に係る一括同意基準」によるほかは、道路の状態及び計画建築物等の位置等が不明確であり、一律に基準を定めることが困難であるので、法の規定どおりとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする
	標準処理期間を設定できない理由	